

福井県の最低賃金額が830円に

(令和2年10月2日発効)

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が改訂されました。
福井県は830円(時間額)で、発効日は令和2年10月2日です。
現行の829円と比べ、1円の引上げとなります。

- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金額が適用されます。仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金(上限50万円)が科せられる場合があります。

- 厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の皆様を支援するため、生産性向上を支援する「業務改善助成金」や、各県に設置された「働き方改革推進支援センター」における相談等の支援策を設けています。

詳細は、下記の厚生労働省ホームページ等をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/cingin/index.html